

国内募集型企画旅行 ご旅行条件書

本旅行条件書は旅行業法第 12 条の 4 に定める【取引条件説明書面】及び同法 12条の 5 に定める【契約書面】の一部となります。お申込みに関しては旅行条件書を十分にご確認ください。当企画旅行の内容につきご理解頂きますようお願い申し上げます。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社エス・プランナー（以下「当社」といいます。）が企画・募集し、実施する旅行で、お客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、募集パンフレットまたはホームページ（以下「契約書面」といいます。）・本旅行条件書・ご出発前にお渡しする最終の旅行日程表と称する確定書面および当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部（以下「約款」といいます。）によります。

2. 旅行の申し込みと契約の成立

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お 1 人様につき下記の申込金を添えてお申し込みください。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。申込金は旅行代金、取消料または違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

旅行代金の額	申込金（お 1 人様）
10 万以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで
5 万円以上 10 万円未満	20,000 円以上旅行代金まで
2 万円以上 5 万円未満	10,000 円以上旅行代金まで
2 万円未満	5,000 円以上旅行代金まで

- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して当社が定める期間内に申込書の提出と申込金の支払いをして頂きます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みはなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、電話によるお申込の場合、当社が契約の締結を承諾し、申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリ、インターネットその他通信手段でお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第 20 項 (3) の定めにより契約が成立します。
- (4) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- (5) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (6) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (7) キャンセル待ちの場合お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、お客様の承諾を得て、期限を限ってキャンセル待ちのお客様として登録し、予約可能となるよう手配努力することがあります。この場合でも申込金を「お預かり金」として受け取ります。但し、「当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ちの登録解除のお申し出があった場合」又は「期限までに予約可能とならなかった場合」は、当該申込金を全額払い戻します。
- (8) キャンセル待ちの場合の契約は、当社が、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

3. 申込条件と参加条件

- (1) 慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者 同伴者の同行などを条件とさせて頂くか、コースの一部について内容を変更させて頂くか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせて頂く場合があります。
- (2) 15 才未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます）15 才以上 20 才未満の方のご参加は、保護者の同意書が必要です。

- (3) 特定旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせて頂きます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (6) 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りすることがあります。
- (7) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4. 旅行契約書面と最終日程表の交付

- (1) 旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」という）をお客様にお渡しします。但し、パンフレット・ご旅行条件書（全文）をお渡しすることで契約書面交付とさせていただきます。
- (2) 契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面（以下「最終日程表」という）を旅行開始日の前日までにしてお渡しします。当社は、旅行開始日の 10 日から 7 日前までにお渡しできるよう努力しますが、ピーク時においてはこの限りではありません。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に最終日程表をお渡しする場合があります。

5. 旅行代金

- (1) 旅行代金は契約書面に旅行代金として表示した金額をいいます。ただしホームページ・パンフレット等に記載（又は別途、当社が案内）したお 1 人部屋を使用される場合や航空機・宿泊機関のクラス変更等の追加代金がある場合にはこれを加算し、3 人割引等の割引代金がある場合にはこれを減算した額をいいます。
- (2) 前号の 代金の額は申込金、取消料、違約料および変更補償金を算出する際の基準となります。
- (3) 追加代金とは、a. 航空会社の選択 b. 航空便の選択 c. 航空機の等級の選択 d. 宿泊ホテル指定の選択 e. 1 人部屋追加代金（大人、子供一律、1 名様料金です） f. 平日休日前の選択 g. 出発・帰着曜日の選択により追加する代金 h. 1 人催行の追加代金 i. その他パンフレット等で「〇〇追加代金」と称するものをいいます。
- (4) こども代金は旅行開始日当日を基準に満 2 歳以上 12 歳未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行帰国日当日を基準に、満 2 歳未満で航空座席及び客室におけるベッドを使用しない方に適用します。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行契約成立後、当社が指定する期日までに全額をお支払い頂きます。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空機、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金（燃油サーチャージ等は含みません。パンフレット等で総額表示として旅行代金に 燃油サーチャージを含んで表示した場合は除く）
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・港と宿泊場所、旅行日程に《お客様負担》と表記してある場合を除きます）
- (3) 旅行日程に明示した観光料金（バス料金・ガイド料金・入場料等）
- (4) 旅行日程に明示した宿泊料金およびサービス料金（パンフレット等に特に別途の記載がない限り 2 人部屋に 2 人ずつの宿泊を基準とします）
- (5) 旅行日程に明示した食事料金（機内食は除外）および税・サービス料金
- (6) 手荷物運搬料金（航空会社の規定重量、容積、個数の範囲内）
- (7) 添乗員が同行するコースの添乗員同行費用
- (8) その他、ホームページ・パンフレット等の中で含まれる旨表示したものと
※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払い戻したしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

- 前第 8 項に記載したものの以外は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。
- (1) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を越えるもの）
 - (2) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他追加飲食等個人的性質の諸費用
 - (3) お 1 人部屋を使用される場合の追加代金、その他募集広告内で「〇〇追加代金」と称したものの
 - (4) ご希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）代金
 - (5) 自宅から先着空港までの交通費・宿泊費

- (6) 空港施設使用料、空港税等
- (7) 運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため一定の期間および一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限る）
- (8) 旅行日程中の空港税及び各国出入国税等
- (9) 傷害・疾病に関する医療費及び救援に関わる費用

9. 旅行契約内容の変更・代金の変更

- (1) 当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。
- (2) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前にお客様に通知します。
- (3) 同項 (1) により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにも係わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更（オーバーブッキング）の場合を除き当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

10. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を、別の方に譲り渡すことができます。但し、この場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出して頂きます。この際、交替に要する手数料として 1,100 円を頂きます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

11. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1) 旅行開始前の解除・払い戻し

【1】お客様の解除権

- (ア) お客様は次に定める取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、下表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お申込み店の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出頂いた時を基準とします。

旅行契約の解除期日	取消料
[1] 21日前に当たる日以前の解除	無 料
[2] 20日前に当たる日以降の解除（[3]～[6]を除く）	旅行代金の 20%
[3] 7日前に当たる日以降の解除（[4]～[6]を除く）	旅行代金の 30%
[4] 旅行開始の前日の解除	旅行代金の 40%
[5] 旅行開始の当日の解除（[6]を除く）	旅行代金の 50%
[6] 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%

- (イ) お客様のご都合で旅行開始日を変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たな契約をお申込みいただくこととなります。この場合当社は、本号 (1) 旅行契約の解除期日の基づく取消料を申し受けます。また当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由による取消しの場合も取消料を申し受けます。

- (ウ) お客様は、次の各一項に該当するときは、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- a) 第 10 項 (1) に基づき、契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が、第 19 項の別表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
- b) 第 10 項 (2) に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- c) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- d) 当社がお客様に対し、第 4 項の (2) に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までお渡ししなかったとき。
- e) 当社の責に帰すべき事由によりパンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

- (エ) 当社は本項 (1) の (ア) により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。取消料を申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項 (1) の (ウ) により旅行契約が解除されたときは、

既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。

【2】当社の解除権

- (ア) お客様が第 6 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないうちは、旅行契約を解除することがあります。この場合、本項 (1) の (ア) に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

- (イ) 次の各 a)～g) に該当するときは、当社は旅行契約を解除することができます。

- a) お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- b) お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- c) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- d) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- e) お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。

この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目に当たる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

- f) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

- g) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるおそれが極めて大きいとき。

※上記 g) の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出された場合であっても安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施致します。

その場合お客様が旅行をお取消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。

- (ウ) 当社は、本項 (1) の【2】の (ア) により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いた額を払い戻します。また、本項 (1) の【2】の (イ) により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。

- (2) 旅行開始後の解除・払い戻し

【1】お客様の解除権

- (ア) お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または途中離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払い戻しをいたしません。

- (イ) お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなったときは、お客様は取消料を支払うことなく当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係わる金額を払い戻します。ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額からは、当該旅行サービスに対して取消料、違約料、その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用にかかる金額を差し引いたものをお客様へ払い戻します。

【2】当社の解除権

- (ア) 旅行開始後であっても、当社は、次に掲げる場合においては、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

- a) お客様が病気その他の事由により、旅行の継続が耐えられないと認められるとき。

- b) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

- c) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

- (イ) 解除の効果および払い戻し

当社が前 (ア) により旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。お客様が既に受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

この場合において、当社は、旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、またはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いた額を払い戻します。

- (ウ) 本項 (2) の【2】の (ア) a) 、 c) により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が出発地へ戻るために必要な手配をします。なお、これに要する一切の費用はお客様の負担とします。

(3) 旅行代金の払戻し期間

当社は、旅行代金を減額した場合、又は同項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

- (4) 本項 (3) の規定は、第 14 項（当社の責任）又は第 16 項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使す

ることを妨げるものではありません。

12. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社 の指示に従って頂きます。

13. 旅程管理

- (1) 当社はおお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行いません。当社がおお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。
(ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると思われるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。ただし、本項(6)の個人旅行プランを除きます。
(イ) 本項(1)[ア]の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。
- (2) お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。
- (3) 添乗員同行プランには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行いません。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (4) 現地添乗員同行プランには、原則として旅行目的の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項(3)における添乗員の業務に準じます。
- (5) 現地係員案内プランには、添乗員は同行いたしません。当社は現地において当社が手配を代行させる者により、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわせ、その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。
- (6) 個人旅行プランには添乗員や係員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはおお客様自身で行っていただきます。

14. 当社の責任

- (1) 当社は、募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させる者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。
(ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
(イ) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
(ウ) 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
(エ) 官公署の命令、外国の出入国規制または伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、中止
(オ) 自由行動中の事故
(カ) 食中毒
(キ) 盗難
(ク) 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社の賠償額はお客様当たり最高15万円まで(当社に故意または重大過失がある場合を除きます)とします。

15. 特別補償

- (1) 当社は、前項(1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、約款特別補償規程定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度。ただし、1個または1対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他当社約款特別補償規定第18条2項に定める品目については補償いたしません。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨旅行日程表に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の 故意、酒酔い運転、疾病等

のほか、企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロクラフト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、これらの運動が、企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。

- (4) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

16. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規程を守らなかったことにより当社が損害を被った場合、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合においてこれが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

17. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する小旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。)の第15項(特別補償)の適用については、当社は主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- (2) オプションツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨を明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中のお客様に発生した第15項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ又は確定書面に記載した場合を除きます。)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法令に拠ります。
- (3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第15項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ又は確定書面に記載した場合を除きます。)、それ以外の責任を負いません。

18. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の【1】【2】を除き、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第15項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。
【1】次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。
ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
イ. 戦乱
ウ. 暴動
エ. 官公署の命令
オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
【2】第12項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
【3】パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供の提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定に係わらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満で

あるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

- (3) 当社が、本項 (1) の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第14項 (1) の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品・サービスの提供をする場合があります。

○変更補償金

当社が変更補償金を支払う変更	1件当たりの率 (%)	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
[1] 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
[2] 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設 (レストランを含みます) その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
[3] 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級および設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
[4] 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
[5] 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
[6] 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
[7] 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
[8] 上記の [1] ~ [7] に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注2 最終日程表が交付された場合には「契約書面」とあるのを「最終日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更 1 件として取り扱います。
- 注3 [3] 又は [4] に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は 1 泊につき 1 件とし取り扱います。
- 注4 [4] に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5 [4] 又は [6] もしくは [7] に掲げる変更が 1 乗車船等または 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船等または 1 泊につき 1 件として取り扱います。
- 注6 [8] に掲げる変更については、[1] ~ [7] までの率を適用せず [8] によります。

19. 通信契約による旅行条件

当社が提携するクレジットカード会社 (以下「提携会社」といいます) のカード会員 (以下「会員」といいます) より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと (以下「通信契約」といいます) を条件に旅行のお申し込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

(取扱可能なカードの種類は受託旅行者により異なります。)

- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2) 申し込みの際、「会員番号 (クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知して頂きます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社らが発した時に成立し、当社らがファクシミリ、インターネット等の電子承諾通知により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) 当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第 12 項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5) 契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して 7 日以内 (減額又は旅行開始後の解除の場合、30 日以内) をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いが

できない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払い頂きます。当該期日までに、お支払い頂けない場合は 12 項 (1) 【1】アの取消料と同額の違約料を申し受けれます。

20. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社及び当社募集型企画旅行を取り扱う受託旅行会社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させて頂くほか、お客様がお申込み頂いた旅行において、運送・宿泊運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させて頂きます。このほか当社では、(ア) ~ (オ) においてお客様の個人情報を利用させて頂くことがあります。
- (ア) 当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンの案内
(イ) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
(ウ) アンケートのお願い
(エ) 特典サービスの提供
(オ) 統計資料の作成
- (2) 当社は当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させて頂きます

21. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日 2020年08月01日 としております。旅行代金の基準日については、ホームページやパンフレット等に明示した日となります。

22. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物の紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担頂きます。
- (2) お客様の便宜をはかるために土産物店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には万全を期しておりますが、お買い物の際は、お客様の責任で購入ください。当社では商品の交換や返品等のお手付けはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。
- (3) 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了解ください。
- (5) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (6) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
- (7) ご集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (8) 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (9) 手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。
- (10) この条件に定めない事項は当社旅行業約款 (募集型企画旅行契約の部) によります。当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページからもご覧になれます。

企画・募集 株式会社エス・プランナー

2020年08月01日改正

お問い合わせ

弊社サービス・対応に関する お問い合わせ・ご意見・ご指摘につきましては、以下「お客様相談窓口」までお問い合わせください。

記

名称：株式会社エス・プランナー お客様相談窓口
所在地：東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番14号
メール：info@splanner.com